公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分396番地１**川内電力株式会社**の工場財団に福島県双葉郡川内村大字上川内字大鷹鳥谷501番１川内風力発電所の工作物（建物を除く）及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月１日

福島地方法務局富岡出張所